

榎地区協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、榎地区協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、榎町特別出張所の所管地区（以下「地区」と言う。）における合意形成の場（区民の区政参画の場）及び公共サービスの充実を図る場（地区課題への取組みの場）として設立し、住民自治の拡充を図ることを目的とする。この協議会は、地方分権が目指す改革の中で、新宿区（以下「区」という。）と相互に連絡・意見交換を密にし、お互いに対等な立場で協力し合うパートナーとして位置づけられるものとする。

(役 割)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の役割を担う。

- (1) 町会・自治会をはじめ、地域団体の情報の共有、ネットワークを構築する。
- (2) 多様で開かれたものとして、地区内の意見が集約される場とする。
- (3) 地域の日常的課題について検討する。
- (4) 本計画等、区の計画に関して、区と意見交換し、提案等を行う。

(構 成)

第4条 協議会は、地区の(1)～(18)の団体等から選出された委員及び公募委員をもって構成する。

(1) 地区町会連合会	5名
(2) 地区青少年育成委員会	4名
(3) 地域センター管理運営委員会	5名
(4) 商店会	3名
(5) 民生・児童委員	2名
(6) 保護司会	1名
(7) 高齢者クラブ	4名
(8) 小中学校PTA	4名
(9) 消防団	3名
(10) 赤十字奉仕団榎町分団	1名
(11) 地域防災協議会	1名
(12) 避難所運営管理協議会	1名
(13) 青少年活動推進委員	1名
(14) 牛込交通安全協会	1名
(15) 牛込防犯協会	1名
(16) 牛込防火防災協会	1名
(17) 牛込清掃協力会	1名
(18) 公募委員	21名

- 2 公募委員は、地区内の在住、在勤、在学、在活動者（以下「関係者」という。）とする。
- 3 前項の公募委員の募集方法等については、役員会で定める。

- 4 公募委員になろうとするものは、榎地区協議会委員参加申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 会計 | 2名 |
| (4) 監事 | 2名 |
| (5) 理事 | 若干名 |

(役員を選任)

第6条 役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長及び監事は選考委員会が選出する。
- (2) 副会長及び会計は、委員の中から会長が指名する。
- (3) 理事は、分科会のリーダーをもって充てる。ただし、課題別プロジェクトのあるときはそのリーダーを、また役員会で特に指名する者があるときは、これを加えるものとする。

(選考委員会)

第7条 選考委員会は、各分科会の代表2名ずつにより構成する。

- 2 選考委員会には、選考委員の互選による選考委員長を設ける。
- 3 選考委員長は、選考作業の進行全般をつかさどるほか、採決において可否同数となった場合に、これを決裁する。
- 4 選考委員会は、選考結果の役員会並びに総会への報告をもって解散する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計は、協議会の会計事務を担当する。
- 4 監事は、協議会の経理及び活動状況を監査する。
- 5 理事は、会務に携わるほか、分科会、課題別プロジェクト等を分担して、その活動内容、動向、問題点等を把握し役員会に報告する。

(委員及び役員の仕事)

第9条 委員及び役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員及び役員に欠員が生じた場合における後任の仕事は、前任者の残任期間とする。

(退会)

第10条 協議会を退会しようとする委員は、退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

- 2 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、役員会は、その職を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 公序良俗に鑑みて、委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会議)

第11条 協議会には、総会、役員会及び全体会を置く。また、必要に応じて分科会及び課題別プロジェクトを置くことができる。

- 2 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 協議会の意思決定
 - (2) 活動報告、決算及び監査報告
 - (3) 活動計画及び予算
 - (4) 役員承認
 - (5) その他、重要な事項
- 3 役員会は、地区の意見、提案等の集約に努め、総会並びに全体会の運営及び分科会並びに課題別プロジェクトの調整を行う。
- 4 全体会は、委員相互の交流と連絡調整等を行う。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、発言させることができる。
- 6 総会及び役員会は、構成する委員の過半数で成立し、議事は出席委員の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 前項において、委員は他の委員に委任して、その議決権を行使することができる。

(分科会及び課題別プロジェクト)

第12条 分科会は、委員で構成し、互選によりリーダーを決め、個別テーマについて話し合う。

- 2 課題別プロジェクトは、委員以外に、その課題に関心があり、課題別プロジェクトに参加を希望する関係者を加えて構成し、互選によりリーダーを決め、課題の解決を図る。
- 3 分科会及び課題別プロジェクト委員の構成は、委員の希望により配置するものとし、他の分科会等との重複を妨げない。
- 4 リーダーが必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、発言させることができる。

(会議内容の公開)

第13条 会議の内容については、原則として広く地区内に知らせる。

(会議の招集)

第14条 総会は、会長が招集する。ただし、委員の2分の1以上から招集の要求があったとき、又は、会長が必要と認めるときは招集することができる。

- 2 全体会は、必要に応じ、会長が招集する。
- 3 役員会は、必要に応じて、会長が招集する。ただし、役員2分の1以上から要求があったとき、又は会長が必要と認めるときは招集することができる。
- 4 分科会及び課題別プロジェクトは、必要に応じてそれぞれのリーダーが招集する。

(会計)

第15条 協議会の経費は、区の補助金及びその他の収入をもって充てる。

(活動年度)

第16条 協議会の活動年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第17条 本会則の改廃の議事は、第11条第6項の規定にかかわらず、総会において出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

- 2 前項の場合において、委員は他の委員に委任して、その議決権を行使すること

ができる。ただし、その委任の事実を議事に入る前に会長に報告し、公表しなければならない。

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会で決定し、総会の承認を受けることとする。

(連絡先)

第19条 協議会の連絡先は、榎町特別出張所とする。

(その他)

第20条 この会則の施行前から存する課題別地域会議については、課題別プロジェクトに位置づける。

附 則

- 1 この会則は、平成 17 年 10 月 27 日から施行する。
- 2 この会則の施行に伴う委員の任期は、同会則第 9 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この会則の施行前に準備会で定めた、選出する団体等、公募委員の選出方法及び委員数については役員会において定めたものとみなす。

附 則

この会則は、平成 19 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 24 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 25 年 11 月 29 日から施行する。